

(1) 犬山市地域防災計画の修正について

I 犬山市地域防災計画修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている。(災害対策基本法第 16 条)

また、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。(災害対策基本法第 42 条)

○修正項目一覧

① 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

② 国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正事項

1 災害救助法に基づく救助実施市の指名（名古屋市）に係る修正

2 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

③ 避難所における感染症対策の推進に伴う修正事項

1 避難所における過密抑制対策等の推進

2 避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等

3 居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知

④ 長期停電・通電障害への対応強化に伴う修正事項

1 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備

2 事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備

3 病院等重要施設の非常用電源確保の推進

II 主な修正の内容

① 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県、市町村、防災関係機関等が連携協力して防災対応がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備、住民への周知・呼びかけ、

避難対策等について、記載を追加した。

<主な修正箇所>

■地震編 第2編 第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

<新旧対照表>

■地震編 p25 (別紙)

■地震編

第2編 第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

修正前	修正後												
(追加)	<p>■ 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。 ○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市町村、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。 <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">区 分</th> <th style="background-color: #cccccc;">機関名</th> <th style="background-color: #cccccc;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</td> <td>県、市、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</td> <td>県、市、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等</td> </tr> <tr> <td>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td> <td>県、市、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備	第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等	第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ
区 分	機関名	主な措置											
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備											
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等											
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ											
(追加)	<p style="background-color: yellow;">第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</p> <p>情報収集・連絡体制の整備</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備体制））を設置する。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。</p>												
	<p style="background-color: yellow;">第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。ま</p>												

修正前	修正後
<p>(追加)</p>	<p>た、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。</p> <p>2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間</p> <p>市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりにすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）</p> <p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難勧告等により事前の避難を促す。</p> <p>また、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(2) 事前避難における避難所の運営</p> <p>事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することに</p>

修正前	修正後
(追加)	<p>ついて、住民に理解を得ることなどが必要である。(第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。)</p> <p>5 消防機関等の活動</p> <p>(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。</p> <p>ア 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。</p> <p>ア 所管区域内の監視及び警戒</p> <p>イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作</p> <p>ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等</p> <p>6 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1) 水道</p> <p>水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</p> <p>(2) 電気</p> <p>電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</p> <p>(3) ガス</p> <p>ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</p> <p>(4) 通信</p> <p>通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。</p> <p>(5) 放送</p> <p>放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。</p> <p>7 金融</p> <p>日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計</p>

修正前	修正後
	<p>画等事前の準備措置を行うものとする。</p> <p>8 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。</p> <p>イ 県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。</p> <p>(2) 鉄道</p> <p>ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。</p> <p>イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。</p> <p>9 滞留旅客等に対する措置</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。</p> <p>10 広域応援部隊の活動</p> <p>先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、令和 2 年 5 月改訂）に基づき活動するものとする。</p>
	<p>第 3 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第 2 非常配備（準備強化体制））を設置する。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。</p> <p>2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間</p> <p>市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が</p>

修正前	修正後
<p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>	<p>発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係する事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）</p>

② 国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正事項

1 災害救助法に基づく救助実施市の指名（名古屋市）に係る修正

○2018年6月の災害救助法の一部改正により、相応の災害対応能力を持つ指定都市を、都道府県と同様に災害救助法に基づく救助の実施主体として内閣総理大臣が指定する「救助実施市制度」が創設され、2019年12月に名古屋市が指定されたことに伴い、救助実施市が実施する応急活動等について、記載を追加した。

<主な修正箇所>	
■風水害等編	第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）
■地震編	第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 23
■地震編	p 26

■風水害等編

第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

修正前	修正後
第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用
1 県における措置 (略) <u>(追加)</u>	1 県における措置 (略) <u>(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u> <u>知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時に</u>

(略)	<u>は、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。</u>
-----	---

■地震編

第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

※風水害等編と同様の修正

2 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

○国の防災基本計画の修正を踏まえ、国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 19

■風水害編

第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

修正前	修正後
■ 基本方針	■ 基本方針
○ <u>災害を最小限に食い止めるには、市をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</u> (略)	○ <u>国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u> (略)
第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報
市における措置 (1) 防災意識の啓発 市は、 <u>災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう</u> 、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等につ	市及び名古屋地方気象台における措置 (1) 防災意識の啓発 市は、 <u>市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう</u> 、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災につい

<p>いて啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>ての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、<u>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p><u>さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>
---	--

③ 避難所における感染症対策の推進に伴う修正事項

1 避難所における過密抑制対策等の推進

○避難所における過密抑制対策として、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に、ホテルや旅館等の活用を推進することについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>		
■風水害等編	第2編 第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震編	第2編 第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>		
■風水害等編	p 15	
■地震編	p 17	

■風水害編

第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

修正前	修正後
第3節 企業防災	第3節 企業防災
市における措置	市における措置
(略)	(略)
(5) 避難所の運営体制の整備	(5) 避難所の運営体制の整備
(略)	(略)

(追加)	<u>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u>
(略)	(略)

■地震編

第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※風水害等編と同様の修正

2 避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等

○避難所に備えるべき設備として、マスク・消毒液の整備を、また、家庭内備蓄として、同じくマスク・消毒液・体温計といった感染症防止対策資機材について、携行避難するよう呼び掛けを行い、推進することについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上
■地震編	第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 16、20
■地震編	p 18、23

■風水害編

第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

修正前	修正後
第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備
市における措置 (略) (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略)	市における措置 (略) (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、 <u>マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、</u> 空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略)

■地震編

第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※風水害等編と同様の修正

■風水害編

第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

修正前	修正後
第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報
市における措置 (略) (3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。 (略)	市及び名古屋地方気象台における措置 (略) (3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、 <u>マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</u> (略)

■地震編

第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

※風水害等編と同様の修正

3 居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知

○住居の災害リスクや警戒レベル等、避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるとともに、避難が必要な際には親戚・知人宅へ避難を行う「分散避難」を推進することについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第2章 水害予防対策
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 6

■風水害編

第2編 第2章 水害予防対策

修正前	修正後
第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
(略)	(略)
1 市における措置	1 市における措置

(略)

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

（追加）

(略)

(略)

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(略)

④ 長期停電・通電障害への対応強化に伴う修正事項

1 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備

○昨年の房総半島台風（台風第15号）の教訓を踏まえ、県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進することについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第5章 建築物等の安全化
- 地震編 第2編 第2章 建築物等の安全化

<新旧対照表>

- 風水害等編 p8
- 地震編 p9

■風水害編

第2編 第5章 建築物等の安全化

修正前	修正後
第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策
<p>1 施設管理者等における措置</p> <p><u>ライフライン関係施設管理者は、各施設について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 施設管理者等における措置</p> <p><u>(1) 施設の代替性及び安全性の確保</u></p> <p><u>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</u></p> <p><u>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</u></p> <p><u>県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。</u></p> <p>(略)</p>

■地震編

第2編 第2章 建築物等の安全化

※風水害等編と同様の修正

2 事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備

○停電時における被害情報等について、被災者に対する情報提供体制の整備を図ることについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
■地震編	第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 10
■地震編	p 13

■風水害編

第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

修正前	修正後
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
(略)	(略)
4 情報の収集・連絡体制の整備	4 情報の収集・連絡体制の整備等
(略)	(略)
<u>(追加)</u>	<u>(3) 被災者等への情報伝達</u> <u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u> <u>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u>
(略)	(略)

■地震編

第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※風水害等編と同様の修正

3 病院等重要施設の非常用電源確保の推進

○病院や社会福祉施設等重要施設において、非常用電源を確保し、発災後 72 時間事業継続できるよう推進することについて、記載を追加した。

<主な修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震編	第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 17
■地震編	p 19

■風水害編

第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

修正前	修正後
第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策
市及び社会福祉施設等管理者における措置	市及び社会福祉施設等管理者における措置
(1) 社会福祉施設等における対策	(1) 社会福祉施設等における対策
(略)	(略)
<u>(追加)</u>	<u>才 非常用電源の確保等</u> <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時</u>

(略)	<u>間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u>
-----	--

■地震編

第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※風水害等編と同様の修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）		修正案（令和3年2月修正予定）		備考
11				<p><u>(2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</u></p>	<p>機関への指定に伴う修正</p>
	<p>日本赤十字社</p>	<p>(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、<u>平時</u>から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2)</u> 医療、助産、<u>遺体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>日本赤十字社</p> <p>(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、<u>平常時</u>から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p><u>(2) 避難所の設置に係る支援を行う。</u></p> <p><u>(3)</u> 医療、助産、<u>死体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>		<p>災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正及び表記の整理</p>
	<p>(略)</p> <p>中部電力株式会社、 関西電力株式会社、 電源開発株式会社</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>中部電力株式会社 <u>(※1)</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。</u></p>	<p>中部電力(株)の指定公共機関への指定に伴う修正</p>
	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>		

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
18	<p>(イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力を <u>ボランティア関係団体（協力団体）</u>にコーディネーターの派遣を 要請する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 市は、防災訓練等において<u>ボランティア関係団体</u>の協力を得 て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 市は、<u>ボランティア関係団体</u>と相互に連絡し、ボランティアとし て被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となる コーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び 市町村等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるととも に、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネー トの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施す る。</p> <p>なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施 するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</p> <p>(3) <u>ボランティア関係団体</u>との連携 <u>災害時</u>におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティア の効果的な活動を担保するため、<u>県とボランティア関係団体は、平 成10年6月に設置した「防災のための愛知県ボランティア連絡会」 及び同連絡会構成員と締結した「ボランティアの受入体制の整備と ネットワーク化の推進等に関する協定」により、一層の相互協力・ 連絡体制を推進する。</u></p> <p>また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結など により、<u>ボランティア関係団体</u>との連携に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力を <u>NPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）</u>に コーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 市は、防災訓練等において<u>協力団体</u>の協力を得て、ボランティ ア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 市は、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連絡し、ボラン ティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整 役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、 県及び市町村等は、ボランティアコーディネーターの養成に努め るとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コー ディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等 を実施する。</p> <p>なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施 するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</p> <p>(3) <u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との連携 <u>市は、災害時</u>におけるボランティアの円滑な受入れ及びボラン ティアの効果的な活動を担保するため、<u>平常時からNPO・ボラン ティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。</u> <u>県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率 的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営でき るよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワ ーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防 災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組 織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。</u></p> <p>また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結など により、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との連携に努める。</p> <p>(略)</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	第3節 企業防災	第3節 企業防災	
20	<p>1 企業における措置 (略) (2) 生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 県、市及び商工団体等における措置 県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。 また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 ア 普及啓発活動 県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>イ 情報の提供 企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制の整備 県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等</p>	<p>1 企業における措置 (略) (2) 生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。<u>また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 県、市及び商工団体等における措置 県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）<u>等</u>の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。 また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）<u>等</u>の策定促進 ア 普及啓発活動 県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。<u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>イ 情報の提供 企業が事業継続計画（BCP）<u>等</u>を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制<u>等</u>の整備 県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。</p>	<p>に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。<u>また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	
	<p>第2章 水害予防対策</p>	<p>第2章 水害予防対策</p>	
	<p>第3節 浸水想定区域における対策</p>	<p>第3節 浸水想定区域における対策</p>	
<p>24</p>	<p>(略)</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布</p> <p>市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>こと</u>に努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布</p> <p>市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>とともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
26	<p>第5節 農地防災対策</p> <p>(略)</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</p> <p>また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5節 農地防災対策</p> <p>(略)</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</p> <p>また、<u>防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第3章 土砂災害等予防対策</p>	<p>第3章 土砂災害等予防対策</p>	
	<p>第2節 土砂災害の防止</p>	<p>第2節 土砂災害の防止</p>	
29	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所等の把握</p> <p>県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。</p> <p><u>土砂災害警戒区域の指定等に必要基礎調査については、調査を完了させる実施目標を設定して行う。</u></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査<u>を行い</u>、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとお</p>	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所等の把握</p> <p>県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査<u>結果を踏まえ</u>、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとお</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>り。</p> <p>ア 土砂災害特別警戒区域</p> <p>① 特定の開発行為の制限</p> <p>② 建築物の構造規制</p> <p>③ 建築物に対する移転等の勧告</p> <p>(略)</p>	<p>り。</p> <p>ア 土砂災害特別警戒区域</p> <p>① 特定の開発行為の制限</p> <p>② 建築物の構造規制による安全確保</p> <p>③ 建築物に対する移転等の勧告</p> <p>(略)</p>	
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
	第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	
37	<p>2 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、県及び市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>2 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、県及び市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
41	<p>1 施設管理者等における措置</p> <p><u>ライフライン関係施設管理者は、各施設について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 施設管理者等における措置</p> <p><u>(1) 施設の代替性及び安全性の確保</u></p> <p><u>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</u></p> <p><u>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</u></p> <p><u>県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木</u></p>	<p>令和元年房総半島台風（台風第15号）による教訓を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
		<p><u>等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</u></p> <p>(略)</p>	
	<p>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>	<p>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p>	
51	<p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 人材の育成等 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p><u>また、</u>緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p>	<p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p><u>また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>(5) 人材の育成等 <u>ア</u> 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p><u>イ</u> 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、<u>県、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u></p> <p><u>ウ</u> 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い</p>	<p>防災基本計画の修正及び愛知県地域強靱化計画の改訂を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
53	<p>(6) 防災中枢機能の充実 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><u>また</u>、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(7) 浸水対策用資機材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。 (略)</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 情報の収集・連絡体制 県及び市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく<u>など、体制の整備を推進</u>する。</p>	<p><u>手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p> <p>(6) 防災中枢機能の充実 <u>ア</u> 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステム<u>や電動車等</u>の活用を含め自家発電設備、<u>LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備</u>等の整備を図り、十分な期間（<u>最低3日間</u>）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><u>イ</u> 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p><u>(7) 防災関係機関相互の連携</u> <u>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(8) 浸水対策用資機材の整備強化 <u>市は、浸水</u>注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。 (略)</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備等 (1) 情報の収集・連絡体制 県及び市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく<u>とともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</u></p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>(2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、<u>大規模停電時も含め</u>災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 被災者等への情報伝達</u> <u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u> <u>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
53	<p>6 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件<u>等も踏まえて</u>、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄<u>を図るよう努力するものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に</p>	<p>6 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件<u>や過去の災害等を</u>踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、<u>ブルーシート、土のう袋</u>その他の物資についてあらかじめ備蓄・<u>調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考																		
54	<p>努めるものとする。 (略) (3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、<u>関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、<u>適正かつ円滑・迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (2) 広域連携、民間連携の促進 (略) <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>努めるものとする。 (略) (3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、<u>平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、<u>円滑かつ迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 (2) 広域連携、民間連携の促進 (略) <u>さらに、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>																		
56	<p>第9章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="250 1310 1010 1439"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5節</td> <td>市、県</td> <td>(1) 緊急避難場所等の</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第5節	市、県	(1) 緊急避難場所等の	<p>第9章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1137 1310 1897 1439"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5節</td> <td>市、県、<u>名古</u></td> <td>(1) 緊急避難場所等の</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第5節	市、県、 <u>名古</u>	(1) 緊急避難場所等の	<p>実施機関の追加</p>
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第5節	市、県	(1) 緊急避難場所等の																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第5節	市、県、 <u>名古</u>	(1) 緊急避難場所等の																			

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="250 201 517 312">避難に関する意識 啓発</td> <td data-bbox="517 201 689 312"></td> <td data-bbox="689 201 1010 312">広報 (2) 避難のための知識 の普及</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	避難に関する意識 啓発		広報 (2) 避難のための知識 の普及	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 201 1404 312">避難に関する意識 啓発</td> <td data-bbox="1404 201 1576 312"><u>屋地方気象 台</u></td> <td data-bbox="1576 201 1897 312">広報 (2) 避難のための知識 の普及</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	避難に関する意識 啓発	<u>屋地方気象 台</u>	広報 (2) 避難のための知識 の普及	
避難に関する意識 啓発		広報 (2) 避難のための知識 の普及							
避難に関する意識 啓発	<u>屋地方気象 台</u>	広報 (2) 避難のための知識 の普及							
	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p>	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p>							
56	<p>(略)</p> <p>2 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が<u>速やかに</u>確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>IP通信網、ケーブルテレビ網</u>等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>3 県、市及びライフライン事業者における措置</p> <p><u>県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>						
	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>							
58	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成 (略)</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>(ア) 気象予警報及び気象情報</p> <p>(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成 (略)</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>(ア) 気象予警報及び気象情報</p> <p>(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p>	<p>表記の整理</p>						

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>(ウ) 土砂災害警戒情報、<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u></p> <p>(略)</p>	<p>(ウ) 土砂災害警戒情報、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報</u></p> <p>(略)</p>	
	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	
59	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>(略)</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 <u>なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	
60	<p>市における措置</p> <p>市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを<u>活用して広報活動を実施</u>し、住民の意識啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 <u>市</u>は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識 (ア) (略)</p>	<p>市、県及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを<u>活用した広報活動、並びに研修を実施</u>し、住民の意識啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 <u>市、県及び名古屋地方気象台</u>は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識 (ア) (略)</p>	<p>実施機関の追加及び表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	(イ) (略) (ウ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「 <u>屋内安全確保</u> 」を行うべきこと。 (エ) (略) ウ (略) (略)	(イ) (略) (ウ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「 <u>屋内安全確保（垂直避難等）</u> 」を行うべきこと。 (エ) (略) ウ (略) (略)	
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
62	■ 基本方針 (略) ○ 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。 <u>(追加)</u> (略)	■ 基本方針 (略) ○ 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。 <u>○ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u> (略)	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備等	
63	市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) <u>(追加)</u> <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略)	市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) <u>イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</u> <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略)	国のガイドライン等に基づく修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、</u>空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p><u>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</u></p> <p>また、<u>必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、</u>緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p><u>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</u></p> <p><u>オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
64	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 (略)</p> <p>オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや<u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるため</u>の体制整備を推進する。 (略)</p>	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策 (略)</p> <p><u>オ 非常用電源の確保等</u> <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 (略)</p> <p>オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p>
	第11章 広域応援体制の整備	第11章 広域応援体制の整備	
	第2節 広域応援体制の整備	第2節 広域応援体制の整備	
68	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>ア 相互応援協定 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>イ 民間団体等との協定</u> 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>ア 相互応援協定<u>の締結</u> (略)</p> <p><u>イ 技術職員の確保</u> <u>市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 民間団体等との協定の締結等</u> 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 防災活動拠点の確保等 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</u></p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 <u>ア</u> 防災活動拠点の確保等 (略)</p> <p><u>イ 受援体制の整備</u> <u>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</u> <u>また、市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備			
70	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p><u>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考																								
		<p><u>点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>																									
71	<p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>災害を最小限に食い止めるには、市をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="250 775 1066 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>市</td> <td>(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 防災のための意識啓発・広報	市	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承	(略)			<p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1137 775 1953 1136"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>市、<u>名古屋地方気象台</u></td> <td>(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 防災のための意識啓発・広報	市、 <u>名古屋地方気象台</u>	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承	(略)			<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>実施機関の追加</p>
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 防災のための意識啓発・広報	市	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承																									
(略)																											
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 防災のための意識啓発・広報	市、 <u>名古屋地方気象台</u>	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承																									
(略)																											
73	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>市における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、<u>災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう</u>、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>市及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、<u>市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう</u>、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p>	<p>実施機関の追加</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正、対策の追加</p>																								

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>また、災害に関するビデオなどを市、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(4) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成</p>	<p>また、災害に関するビデオなどを市、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p><u>名古屋地方気象台は、市民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。</u></p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、<u>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p><u>さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間の家庭内備蓄を推進するとともに、<u>マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。</u>さらに、<u>自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</u></p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(4) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。 (略)</p>	<p>し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。 <u>電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u> (略)</p>	
	<p>第13章 防災に関する調査研究の推進</p>	<p>第13章 防災に関する調査研究の推進</p>	
	<p>防災に関する調査研究の推進</p>	<p>防災に関する調査研究の推進</p>	
<p>76</p>	<p>(略)</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 市は、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 市は、<u>地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに</u>、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考																
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																	
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																	
77	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心となる組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心となる組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p><u>○ 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。</u></p> <p>(略)</p>	地震・津波災害対策計画の修正（R2.6.1）と合わせた修正																
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営																	
79	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害対策本部職員の動員</p> <p>(略)</p> <p>(非常配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次非常配備</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>第3次非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	参集基準	第1次非常配備	(略)	第2次非常配備	<u>(追加)</u>	第3次非常配備	(略)	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害対策本部職員の動員</p> <p>(略)</p> <p>(非常配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次非常配備</td> <td><u>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u> <u>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> <u>○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u></td> </tr> <tr> <td>第3次非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	配備基準	第1次非常配備	(略)	第2次非常配備	<u>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u> <u>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> <u>○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u>	第3次非常配備	(略)	非常配備体制の見直しに伴う修正
区分	参集基準																		
第1次非常配備	(略)																		
第2次非常配備	<u>(追加)</u>																		
第3次非常配備	(略)																		
区分	配備基準																		
第1次非常配備	(略)																		
第2次非常配備	<u>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u> <u>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> <u>○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u>																		
第3次非常配備	(略)																		

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用	
80	1 県における措置 (1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村の区域について、災害救助法を適用する。 (略) (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 知事は、医療及び助産の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。 <u>(追加)</u>	1 県における措置 (1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村 <u>(救助実施市を除く。以下この節において同じ。)</u> の区域について、災害救助法を適用する。 (略) (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。 <u>(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u> <u>知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。</u>	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正及び災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	
84	(略) 7 気象警報等の伝達系統 (略) (4) 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位 <u>(特別警戒水位)</u> 、氾濫危険水位、氾濫発生) (略)	(略) 7 気象警報等の伝達系統 (略) (4) 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位、氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒水位)</u> 、氾濫発生) (略)	表記の整理
	第3節 住民等の避難誘導	第3節 住民等の避難誘導	
92	1 住民等の避難誘導 (略) (3) (略) <u>(追加)</u>	1 住民等の避難誘導 (略) (3) (略) <u>(4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票</u>	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	(略)	<u>の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u> (略)	
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	
94	(略) 1 市の措置 (4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める（略） (略)	(略) 1 市の措置 (4) 火災・災害等即報要領に基づく報告 ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める（略） (略)	表記の整理
	第3節 広報	第3節 広報	
103	(略) 5 広報活動の実施方法 (略) ウ 多様な情報伝達手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWebサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。 <u>(追加)</u> (略)	(略) 5 広報活動の実施方法 (略) ウ 多様な情報伝達手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWebサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。 <u>特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。</u> (略)	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣	
107	1 自衛隊における措置 <u>(追加)</u>	1 自衛隊における措置 <u>(1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、</u>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(略)</p>	
	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入	
110	<p>(略)</p> <p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 協力団体や<u>ボランティア関係団体</u>と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。</p> <p>エ <u>ボランティア関係団体</u>と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。</p> <p>オ (略)</p> <p>(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、<u>ボランティア関係団体等</u>と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 協力団体や<u>その他NPO・ボランティア関係団体等</u>と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。</p> <p>エ <u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。</p> <p>オ (略)</p> <p>(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p>	表記の整理
110	<p>3 ボランティア団体等との連携</p> <p>県及び市は、<u>社会福祉協議会</u>、県内及び県外から被災地入りしている<u>NPO等のボランティア団体</u>と、情報を共有する場を<u>設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれ</p>	<p>3 <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携</u></p> <p>県及び市は、県内及び県外から被災地入りしている<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と、情報を共有する場<u>において</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう</p>	表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	た支援活動を展開するよう努める。	努める。 <u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u>	
	第5節 防災活動拠点の確保	第5節 防災活動拠点の確保	
110	<p>(略)</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
112	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市長 <u>(災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市町村長)</u>、県警察は災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市長 <u>及び</u> 県警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</p> <p>(略)</p>	<p>字句の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>する。 (略)</p>		
	<p>第1節 救出・救助活動</p>	<p>第1節 救出・救助活動</p>	
<p>113</p>	<p>(略)</p> <p>6 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は市が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>6 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 (略)</p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正等</p>
	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	
<p>115</p>	<p>■ 基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、<u>周産期リエゾン、透析リエゾン</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>○ 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>リエゾンの委嘱に伴う修正</p> <p>対策の追加</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考																																								
115	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 (追加) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> </tr> <tr> <td>会・災害拠点病院 地元医師</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応変な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定医療機関 DMAT</td> <td></td> <td>○DMATの活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県支庁 日本赤十字社愛知県支部</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 (追加) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 	会・災害拠点病院 地元医師		<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応変な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 		指定医療機関 DMAT		○DMATの活動		県支庁 日本赤十字社愛知県支部		<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 		<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> </tr> <tr> <td>会・災害拠点病院 地元医師</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応変な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定医療機関 DMAT</td> <td></td> <td>○DMATの活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県支庁 日本赤十字社愛知県支部</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 	会・災害拠点病院 地元医師		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応変な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 		指定医療機関 DMAT		○DMATの活動		県支庁 日本赤十字社愛知県支部		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 		<p>表記の整理</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																								
市		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 (追加) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																																								
会・災害拠点病院 地元医師		<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応変な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 																																									
指定医療機関 DMAT		○DMATの活動																																									
県支庁 日本赤十字社愛知県支部		<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 																																									
機関名	事前	被害発生中	事後																																								
市		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																																								
会・災害拠点病院 地元医師		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応変な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 																																									
指定医療機関 DMAT		○DMATの活動																																									
県支庁 日本赤十字社愛知県支部		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 																																									
115	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td>1(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 地域災害医療対策会議への参画</td> </tr> <tr> <td>地元医師会、災害拠点病院</td> <td>2(1) 地域災害医療対策会議への参画(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>4(1) 災害医療調整本部への参画(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	1(1) 医療 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 地域災害 医療対策会議への参画	地元医師会、災害拠点病院	2(1) 地域災害 医療対策会議への参画(略)	日本赤十字社愛知県支部	4(1) 災害 医療調整本部への参画(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td>1(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 保健医療調整会議への参画</td> </tr> <tr> <td>地元医師会、災害拠点病院</td> <td>2(1) 保健医療調整会議への参画(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>4(1) 保健医療調整本部への参画(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	1(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 保健 医療調整会議への参画	地元医師会、災害拠点病院	2(1) 保健 医療調整会議への参画(略)	日本赤十字社愛知県支部	4(1) 保健 医療調整本部への参画(略)																					
区分	機関名	主な措置																																									
第1節 医療救護	市	1(1) 医療 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 地域災害 医療対策会議への参画																																									
	地元医師会、災害拠点病院	2(1) 地域災害 医療対策会議への参画(略)																																									
	日本赤十字社愛知県支部	4(1) 災害 医療調整本部への参画(略)																																									
区分	機関名	主な措置																																									
第1節 医療救護	市	1(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 保健 医療調整会議への参画																																									
	地元医師会、災害拠点病院	2(1) 保健 医療調整会議への参画(略)																																									
	日本赤十字社愛知県支部	4(1) 保健 医療調整本部への参画(略)																																									

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	第1節 医療救護	第1節 医療救護	
116	1 市における措置 (略) (2) 市は、 地域災害医療対策 会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。	1 市における措置 (略) (2) 市は、 保健医療調整 会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。	表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
116	2 医師会、災害拠点病院における措置 (1) 地元医師会、災害拠点病院は、 地域災害医療対策 会議に参画して、情報の共有を図る。 (略)	2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院における措置 (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院は、 保健医療調整 会議に参画して、情報の共有を図る。 (略)	
116	4 日本赤十字社愛知県支部における措置 (1) 日本赤十字社愛知県支部は、 災害医療調整本部 に参画して、情報の共有を図る。 (2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。 (略)	4 日本赤十字社愛知県支部における措置 (1) 日本赤十字社愛知県支部は、 保健医療調整本部 に参画して、情報の共有を図る。 (2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による 県及び救助実施市 からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。 (略)	
116	7 医薬品その他衛生材料の確保 (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏ごとに設置される 地域災害医療対策 会議に調達の要請をする。 (2) 地域災害医療対策 会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。 圏内での調達が不可能な場合は、 災害医療調整本部 に調達を要請する。	7 医薬品その他衛生材料の確保 (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏 等の区域 ごとに設置される 保健医療調整 会議に調達の要請をする。 (2) 保健医療調整 会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。 圏内での調達が不可能な場合は、 保健医療調整本部 に調達を要請する。	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
117	<p>(3) <u>災害</u>医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(3) <u>保健</u>医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>9 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</u></p> <p><u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p>	
第2節 防疫・保健衛生			
118	<p>7 動物の保護</p> <p>(1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。</p> <p>(略)</p>	<p>7 動物の保護</p> <p>(1) 県<u>及び保健所設置市</u>は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
119	<p>8 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、<u>他県</u>へ、その他の防疫措置については自衛隊、<u>他県</u>へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 県は必要に応じて、<u>中核市</u>に対してDHEATの編成・派遣等を</p>	<p>8 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、<u>他都道府県</u>へ、その他の防疫措置については自衛隊、<u>他都道府県</u>へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 県は必要に応じて、<u>保健所設置市</u>に対してDHEATの編成・派</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>依頼するとともに、必要と認めるときは、<u>国及び他の都道府県</u>に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、<u>国、他の都道府県及び救助実施市</u>に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。</p> <p><u>また、県は、DHEATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等	
123	<p>(略)</p> <p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により<u>災害時における交通規制等の措置を行うことができる。</u>その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>緊急交通路において</u>災害対策基本法第76条の3の規定により<u>緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。</u>その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p>	対策の追加
123	<p>3 自動車運転者の措置</p> <p>災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の</u>一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p><u>ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所</u></p> <p><u>イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所</u></p> <p>(略)</p>	<p>3 自動車運転者の措置</p> <p>災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の</u>一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p><u>ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所</u></p> <p><u>イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
124	<p>(略)</p> <p>市における措置</p>	<p>(略)</p> <p>市における措置</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>(略)</p> <p>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>(略)</p> <p>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線<u>及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）</u>について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(略)</p>	
	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
	<p>第1節 避難所の開設・運営</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営</p>	
<p>132</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>(追加)</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p><u>また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
133	<p>(略)</p> <p>サ ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は市が実施することとなる。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>(略)</p> <p>サ ペットの取扱 <u>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>ス 感染症対策</u> <u>市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
134	<p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 <u>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派</u></p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
		<p><u>遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p>	
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第1節 給水	第1節 給水	
137	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は市が実施することとなる。</u> <u>(追加)</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
137	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は市が実施することとなる。</u> <u>(追加)</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	行細則による。	行細則による。	
	第3節 生活必需品の供給	第3節 生活必需品の供給	
139	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長</u>への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市が実施することとなる。</u> <u>(追加)</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第12章 遺体の取扱い	第12章 遺体の取扱い	
	第1節 遺体の搜索	第1節 遺体の搜索	
144	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長</u>への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市が実施することとなる。</u> <u>(追加)</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第2節 遺体の処理	第2節 遺体の処理	
145	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p>	<p>表記の整理及び</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和2年2月修正）	修正案（令和3年2月修正予定）	備考
	<p>災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は市が実施することとなる。</u> <u>（追加）</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	<p>第3節 遺体の埋火葬</p>	<p>第3節 遺体の埋火葬</p>	
145	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は市が実施することとなる。</u> <u>（追加）</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	<p>第13章 ライフライン施設等の応急対策</p>	<p>第13章 ライフライン施設等の応急対策</p>	
	<p>第1節 電力施設対策</p>	<p>第1節 電力施設対策</p>	
147	<p>中部電力株式会社における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 要員、資機材等の確保</p> <p>イ 資機材の確保</p> <p>発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。</p>	<p>中部電力株式会社における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 要員、資機材等の確保</p> <p>イ 資機材の確保</p> <p>発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。<u>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよ</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

	(略) <u>(追加)</u>	<u>う努めるものとする。</u> (略) <u>(8) 電源車等の配備</u> <u>大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。</u>	
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
151	<p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><u>う努めるものとする。</u> (略) <u>(8) 電源車等の配備</u> <u>大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。</u></p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	<u>(追加)</u>	第7節 ライフライン施設の応急復旧	
152	<u>(追加)</u>	<p>県、市及びライフライン事業者等における措置</p> <p><u>(1) 現地作業調整会議の開催</u> <u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</u></p> <p><u>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</u></p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等

風水害等災害対策計画

		<u>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</u>	
	第22章 住宅対策	第22章 住宅対策	
	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	
183	<p>1 県及び市における措置 (略) (3) 応急仮設住宅の建設 (略) ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。</p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」(平成24年12月国土交通省・厚生労働省)を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営 (略) ア 入居対象者 <u>地震災害</u>により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。 (略) イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として<u>市に委託し、市が</u>これを行う。 なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。 ウ 管理運営 (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として<u>市に委託し、市が</u>これを行う。 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与え</p>	<p>1 県及び市における措置 (略) (3) 応急仮設住宅の建設 (略) ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて、<u>知事</u>の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。</p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」(平成24年12月国土交通省・厚生労働省) <u>等</u>を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営 (略) ア 入居対象者 <u>風水害</u>により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。 (略) イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>市にあっては</u>、県が行う救助の補助として<u>県から受託して</u>これを行う。 なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。 ウ 管理運営 (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、<u>市にあっては</u>、県が行う救助の補助として<u>県から受託して</u>これを行う。 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与え</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

	<p>るための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や<u>ひきこもり</u>などを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。</p>	<p>るための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や<u>引きこもり</u>などを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。</p>	
	<h3>第5節 住宅の応急修理</h3>	<h3>第5節 住宅の応急修理</h3>	
184	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施 (略)</p> <p><u>ア 修理の対象住家</u> <u>住家が半壊し又は半焼し、かつその居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>カ 給付対象者の範囲</u> <u>半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u></p> <p>(2) 応援協力の要請 県は、被災住宅の応急修理に<u>あたって</u>は、協定締結団体に協力を要請する。 (略)</p>	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施 (略)</p> <p><u>ア 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 応援協力の要請 県は、被災住宅の応急修理に<u>当たって</u>は、協定締結団体に協力を要請する。 (略)</p>	<p>表記の整理、災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
185	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>当該事務は市長</u></p>	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>県が実施機関とな</u></p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

	<p>への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。</p>	<p><u>る当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。</p>	
	第6節 障害物の除去	第6節 障害物の除去	
186	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長</u>への委任を想定しているため、<u>直接の事務</u>は市が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理、災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第23章 学校における対策	第23章 学校における対策	
	第4節 教科書・学用品等の給与	第4節 教科書・学用品等の給与	
189	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長</u>への委任を想定しているため、<u>直接の事務</u>は市が実施することとなる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理、災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第1節 公共施設災害復旧事業	第1節 公共施設災害復旧事業	
192	(略) <u>(追加)</u>	(略) 4 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行 <u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。</u>	表記の整理
	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策	
	災害廃棄物処理対策	災害廃棄物処理対策	
195	1 市における措置 (略) (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。 イ (略) ウ (略) <u>(追加)</u> (略)	1 市における措置 (略) (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。 イ (略) ウ (略) <u>エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u> (略)	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援	
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等	
197	1 市における措置 (1) 罹災証明書の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支	1 市における措置 (1) 罹災証明書の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支	防災基本基本計画の修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画

	<p>援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
第2節 被災者への経済的支援等		第2節 被災者への経済的支援等	
197	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害弔慰金等の支給</p> <p>(略)</p> <p>ア 災害弔慰金の支給</p> <p>災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市1/4)</p> <p>(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害弔慰金等の支給</p> <p>(略)</p> <p>ア 災害弔慰金の支給</p> <p><u>自然</u>災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国2/4、県1/4、市1/4)</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本基本計画の修正を踏まえた修正</p>

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																																																											
	第1編 総則	第1編 総則																																																																												
	第3章 被害想定及び減災効果	第3章 被害想定及び減災効果																																																																												
	第2節 地震被害の予測及び減災効果	第2節 地震被害の予測及び減災効果																																																																												
12	(略) 4 活断層に関する調査研究 (略) <u>(追加)</u>	(略) 4 活断層に関する調査研究 (略) <u>(参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価</u> <u>[主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日 令和2年(2020年)1月1日)]</u> <table border="1" data-bbox="1131 558 1982 1189"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都道府県</th> <th rowspan="2">断層帯名 (起断層/活動区画)</th> <th rowspan="2">ランク</th> <th colspan="3">地震発生確率^(注1)</th> <th rowspan="2">地震後経過率^(注2)</th> <th rowspan="2">平均活動期間 最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">愛知県</td> <td>伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (伊豆山断層帯)^(注3)</td> <td>6.8程度 Aランク</td> <td>0.2%~0.3%</td> <td>0.6%~0.8%</td> <td>0.8%~0.9%</td> <td>0.6</td> <td>1,000年~2,000年程度 不明</td> </tr> <tr> <td>伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (赤河断層帯)</td> <td>7.4程度 Xランク</td> <td>不明^(注4)</td> <td>不明^(注4)</td> <td>不明^(注4)</td> <td>不明^(注4)</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (志保山-豊田山北断層帯)</td> <td>7.7程度 A*ランク</td> <td>0.00%~0.2%</td> <td>0.00%~0.3%</td> <td>0.00%~0.6%</td> <td>0.7~1.1</td> <td>約1,200年~14,000年 約1,000年~7,000年</td> </tr> <tr> <td>伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (豊田-高浜断層帯)</td> <td>7.7程度 Zランク</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.1</td> <td>約1,000年程度 約1,000年程度</td> </tr> <tr> <td>伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (加木断層帯)^(注3)</td> <td>7.4程度 Aランク</td> <td>0.3%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.6</td> <td>約1,000年程度 不明</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (土部/土部)</td> <td>7.2程度 Zランク</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0~0.1</td> <td>約1,000年~11,000年程度 約1,000年~10,000年</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (土部/津波)</td> <td>6.9程度 Zランク</td> <td>0.00%~0.00%</td> <td>0.00%~0.00%</td> <td>0.00%~0.00%</td> <td>0.2~0.4</td> <td>約1,000年~2,000年程度 約1,000年~1,000年</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (山手-野間断層)</td> <td>7.0程度 A*ランク</td> <td>0.2%~0.3%</td> <td>0.2%~0.3%</td> <td>0.2%~0.3%</td> <td>0.4~0.5</td> <td>約1,000年程度 約1,000年~2,000年</td> </tr> <tr> <td>岐阜-一宮断層帯</td> <td>不明</td> <td colspan="5">活断層ではおいて判断される。</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県	断層帯名 (起断層/活動区画)	ランク	地震発生確率 ^(注1)			地震後経過率 ^(注2)	平均活動期間 最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	愛知県	伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (伊豆山断層帯) ^(注3)	6.8程度 Aランク	0.2%~0.3%	0.6%~0.8%	0.8%~0.9%	0.6	1,000年~2,000年程度 不明	伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (赤河断層帯)	7.4程度 Xランク	不明 ^(注4)	不明 ^(注4)	不明 ^(注4)	不明 ^(注4)	不明	伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (志保山-豊田山北断層帯)	7.7程度 A*ランク	0.00%~0.2%	0.00%~0.3%	0.00%~0.6%	0.7~1.1	約1,200年~14,000年 約1,000年~7,000年	伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (豊田-高浜断層帯)	7.7程度 Zランク	0.0%	0.0%	0.0%	0.1	約1,000年程度 約1,000年程度	伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (加木断層帯) ^(注3)	7.4程度 Aランク	0.3%	0.5%	0.5%	0.6	約1,000年程度 不明	伊勢湾断層帯 (土部/土部)	7.2程度 Zランク	0.0%	0.0%	0.0%	0.0~0.1	約1,000年~11,000年程度 約1,000年~10,000年	伊勢湾断層帯 (土部/津波)	6.9程度 Zランク	0.00%~0.00%	0.00%~0.00%	0.00%~0.00%	0.2~0.4	約1,000年~2,000年程度 約1,000年~1,000年	伊勢湾断層帯 (山手-野間断層)	7.0程度 A*ランク	0.2%~0.3%	0.2%~0.3%	0.2%~0.3%	0.4~0.5	約1,000年程度 約1,000年~2,000年	岐阜-一宮断層帯	不明	活断層ではおいて判断される。					参考データの追加
都道府県	断層帯名 (起断層/活動区画)	ランク				地震発生確率 ^(注1)					地震後経過率 ^(注2)	平均活動期間 最新活動時期																																																																		
			30年以内	50年以内	100年以内																																																																									
愛知県	伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (伊豆山断層帯) ^(注3)	6.8程度 Aランク	0.2%~0.3%	0.6%~0.8%	0.8%~0.9%	0.6	1,000年~2,000年程度 不明																																																																							
	伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (赤河断層帯)	7.4程度 Xランク	不明 ^(注4)	不明 ^(注4)	不明 ^(注4)	不明 ^(注4)	不明																																																																							
	伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (志保山-豊田山北断層帯)	7.7程度 A*ランク	0.00%~0.2%	0.00%~0.3%	0.00%~0.6%	0.7~1.1	約1,200年~14,000年 約1,000年~7,000年																																																																							
	伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (豊田-高浜断層帯)	7.7程度 Zランク	0.0%	0.0%	0.0%	0.1	約1,000年程度 約1,000年程度																																																																							
	伊豆山-志保山-豊田山断層帯 (加木断層帯) ^(注3)	7.4程度 Aランク	0.3%	0.5%	0.5%	0.6	約1,000年程度 不明																																																																							
	伊勢湾断層帯 (土部/土部)	7.2程度 Zランク	0.0%	0.0%	0.0%	0.0~0.1	約1,000年~11,000年程度 約1,000年~10,000年																																																																							
	伊勢湾断層帯 (土部/津波)	6.9程度 Zランク	0.00%~0.00%	0.00%~0.00%	0.00%~0.00%	0.2~0.4	約1,000年~2,000年程度 約1,000年~1,000年																																																																							
	伊勢湾断層帯 (山手-野間断層)	7.0程度 A*ランク	0.2%~0.3%	0.2%~0.3%	0.2%~0.3%	0.4~0.5	約1,000年程度 約1,000年~2,000年																																																																							
	岐阜-一宮断層帯	不明	活断層ではおいて判断される。																																																																											

注)・「ほぼ0%」とあるのは、0.001%未満の確率値を表す。
 ・活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。
 ・地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。
 ・複数の都道府県に位置している主要活断層帯については、位置している全ての都道府県の欄に掲載している。
 ・再掲した主要活断層帯名を薄緑色で示している。

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考								
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱									
16	1 市 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (20) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (20) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。	1 市 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報等</u>を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u>等を含む。）を行う。 (略) (20) 東海地震注意情報 <u>又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u> が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u> 等を含む。）を行う。 (略) (20) 東海地震注意情報 <u>又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u> が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。	南海トラフ地震に関連する情報等の運用開始に伴う修正及び名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
機関名	内容										
市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (20) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。										
機関名	内容										
市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u> 等を含む。）を行う。 (略) (20) 東海地震注意情報 <u>又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u> が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。										
16	2 県 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急	2 県 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報等</u>を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報等</u>を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急	南海トラフ地震に関連する情報等の運用開始に伴う修正
機関名	内容										
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急										
機関名	内容										
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> を含む。）を行う。 (略) (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急										

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）		修正案（令和2年6月修正予定）		備考																
		仮設住宅の <u>建設</u> を行う。 (略) (26) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)		仮設住宅の <u>設置</u> を行う。 (略) (26) 東海地震注意情報 <u>又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u> が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)																	
	愛知県 犬山警察署	(略) (4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (略)	愛知県 犬山警察署	(略) (4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> を含む。）の伝達を行う。 (略)																	
18	3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関		対策の追加及び業務内容の変更に伴う修正																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(略) <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td> <u>(1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u> <u>(2) 愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。</u> <u>(3) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海財務局		(略) <u>(追加)</u>	(略)	(略)	名古屋地方気象台	<u>(1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u> <u>(2) 愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。</u> <u>(3) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(略) <u>(7) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td> <u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u> <u>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海財務局	(略) <u>(7) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u>	(略)	(略)	名古屋地方気象台	<u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u> <u>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓</u>	
機関名	内容																				
東海財務局	(略) <u>(追加)</u>																				
(略)	(略)																				
名古屋地方気象台	<u>(1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</u> <u>(2) 愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。</u> <u>(3) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道</u>																				
機関名	内容																				
東海財務局	(略) <u>(7) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u>																				
(略)	(略)																				
名古屋地方気象台	<u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u> <u>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> <u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u> <u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓</u>																				

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）		修正案（令和2年6月修正予定）		備考									
		<p><u>機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</u></p> <p><u>(4) 都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。</u></p> <p><u>(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。</u></p>		<p><u>発に努める。</u></p>										
	東海総合通信局	<p>(略)</p> <p>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。</p>	東海総合通信局	<p>(略)</p> <p>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車 <u>及び臨時災害放送局用設備</u>の貸与を行う。</p>										
	(略)	(略)	(略)	(略)										
23	5 指定公共機関		5 指定公共機関		<p>(独) 都市再生機構の指定公共機関への指定に伴う修正</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 786 479 815">機関名</th> <th data-bbox="486 786 1099 815">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 820 479 857">(略)</td> <td data-bbox="486 820 1099 857">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)		(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 786 1366 815">機関名</th> <th data-bbox="1373 786 1986 815">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 820 1366 857">(略)</td> <td data-bbox="1373 820 1986 857">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)		<p>南海トラフ地震に関連する情報の運用開始に伴う修正及び災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が</p>
機関名	内容													
(略)	(略)													
機関名	内容													
(略)	(略)													
	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>独立行政法人都市再生機構</u></p>	<p><u>(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</u></p> <p><u>(2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</u></p>	<p>南海トラフ地震に関連する情報の運用開始に伴う修正及び災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が</p>									
	<p>日本赤十字社</p>	<p>(1) <u>東海地震注意情報の発表に伴い</u>、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</u></p>	<p>日本赤十字社</p>	<p>(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い</u>、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</p> <p><u>(2) 避難所の設置に係る支援を行う。</u></p> <p><u>(3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</u></p>										

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）		修正案（令和2年6月修正予定）		備考
		<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>		<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>拡大されたことに伴う修正</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴う修正</p> <p>中部電力(株)の分社に伴う修正</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<p>中部電力株式会社</p>	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、<u>(追加)</u>又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>中部電力株式会社<u>(※1)</u></p>	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、<u>並びに南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合</u>又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)</u></p>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
29	1 市における措置 (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。 (略)	1 市における措置 (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。 (略)	表記の整理
31	4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。 (ア) (略) (イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力を求めるボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。 (ウ) (略) イ 市は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。 (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催	4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。 (ア) (略) (イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力を求めるNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。 (ウ) (略) イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。 (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催	表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>市は、<u>ボランティア関係団体</u>と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</p> <p>(3) <u>ボランティア関係団体</u>との連携</p> <p>震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、<u>県とボランティア関係団体は、平成10年6月に設置した「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び同連絡会構成員と締結した「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」により、一層の相互協力・連絡体制を推進する。</u></p> <p>また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、<u>ボランティア関係団体</u>との連携に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>市は、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</p> <p>(3) <u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との連携</p> <p><u>市は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p><u>県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。</u></p> <p>また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との連携に努める。</p> <p>(略)</p>	
第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進	
32	<p>(略)</p> <p>2 県、市及び商工団体等における措置</p> <p>県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 県、市及び商工団体等における措置</p> <p>県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）<u>等</u>の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制の整備</p> <p>県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。</p>	<p>(1) 事業継続計画（BCP）<u>等</u>の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。<u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画（BCP）<u>等</u>を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制<u>等</u>の整備</p> <p>県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。<u>また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
35	<p>(略)</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(略)</p> <p>(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の<u>特定</u>既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
36	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(略)</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p>	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(略)</p> <p>(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p>	<p>表記の整理</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(略)</p> <p>エ 市の耐震改修費補助事業への助成 県は耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費補助事業に助成するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>エ 市の耐震改修費補助事業への助成 県は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する市の耐震改修費補助事業に助成するものとする。</p> <p>(略)</p>	
	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p>	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p>	
38	<p>1 施設管理者等における措置</p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める<u>ものとする。</u></p>	<p>1 施設管理者、市及び県における措置</p> <p><u>(1) 施設の代替性及び安全性の確保</u></p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p><u>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</u></p> <p><u>市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>令和元年房総半島台風（台風第15号）による教訓を踏まえた修正</p>
40	<p>4 上水道</p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、<u>避難道路</u>においては、円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題で</p>	<p>4 上水道</p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、<u>避難路</u>においては、円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題であ</p>	<p>表記の整理</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
41	<p>ある。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>5 下水道</p> <p>(略)</p> <p>(6) 民間団体の協力</p> <p>県は、県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、<u>被災後の状況調査（管内テレビカメラ調査）等</u>への支援体制を確立する。</p> <p>また、下水道管理者（市）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</p> <p>(略)</p>	<p>る。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>5 下水道</p> <p>(略)</p> <p>(6) 民間団体等の協力</p> <p>県は、県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、<u>処理場・ポンプ場について、日本下水道被災後の状況調査等</u>への支援体制を確立する。</p> <p>また、下水道管理者（市）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
45	<p>7 農地及び農業用施設</p> <p>(略)</p> <p>(2) ため池等の整備</p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</p> <p>ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。</p> <p>また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>7 農地及び農業用施設</p> <p>(略)</p> <p>(2) ため池等の整備</p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</p> <p>ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。</p> <p>また、<u>防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	
	第3節 宅地造成の規制誘導	第3節 宅地造成の規制誘導	
54	市における措置 （略） （4）宅地危険箇所の耐震化 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する <u>よう努める</u> とともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。 （略）	市における措置 （略） （4）宅地危険箇所の耐震化 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の <u>安全性の把握及び耐震化</u> を実施するよう努めるものとする。 （略）	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第4節 土砂災害の防止	第4節 土砂災害の防止	
55	1 県における措置 （1）土砂災害危険箇所等の把握 県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。 <u>土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査については、調査を完了させる実施目標を設定して行う。</u> （2）土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所等について <u>順次</u> 、土砂災害防止法に基づく基礎調査 <u>を行い</u> 、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。 （略） （4）土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ア 土砂災害特別警戒区域 ① 特定の開発行為の制限 ② 建築物の構造規制	1 県における措置 （1）土砂災害危険箇所等の把握 県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山地災害危険地区を把握する。 （2）土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を <u>踏まえ</u> 、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。 （略） （4）土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。 ア 土砂災害特別警戒区域 ① 特定の開発行為の制限 ② 建築物の構造規制による <u>安全確保</u>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	③ 建築物に対する移転等の勧告 (略)	③ 建築物に対する移転等の勧告 (略)	
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
59	<p>1 市及び防災関係機関における措置 (略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>(5) 人材の育成等 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 <u>また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</u></p>	<p>1 市及び防災関係機関における措置 (略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 <u>また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>(5) 人材の育成等 <u>ア</u> 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 <u>イ</u> 市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、<u>市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u> <u>ウ</u> 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、<u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正及び愛知県地域強靱化計画の改訂を踏まえた修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(6) 防災中枢機能の充実 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><u>また</u>、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(7) 浸水対策用資機材の整備強化 (略)</p> <p>(8) 地震計等観測機器の維持・管理 (略)</p> <p>(9) 緊急地震速報の伝達体制整備 (略)</p> <p>(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p>	<p>(6) 防災中枢機能の充実 <u>ア</u> 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステム<u>や電動車等</u>の活用を含め自家発電設備、<u>LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備</u>等の整備を図り、十分な期間、<u>(最低3日間)</u>の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><u>イ</u> 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p><u>(7) 防災関係機関相互の連携</u> <u>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(8) 浸水対策用資機材の整備強化 (略)</p> <p>(9) 地震計等観測機器の維持・管理 (略)</p> <p>(10) 緊急地震速報の伝達体制整備 (略)</p> <p>(11) 防災用拠点施設の屋上番号標示 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく<u>とともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等</u></p>	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年 6 月修正）	修正案（令和 2 年 6 月修正予定）	備考
	<p>(2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</u></p> <p>(2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、<u>大規模停電時も含め</u>災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 (略)</p> <p><u>(3) 被災者等への情報伝達</u> <u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u> <u>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u> (略)</p>	
62	<p>6 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。</p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p>	<p>6 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、<u>ブルーシート、土のう袋</u>その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、<u>それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p>	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
62	<p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、<u>関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(1) 市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害廃棄物対策指針（<u>平成26年</u>3月：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、<u>適正かつ円滑・迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>(2) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>中部地方環境事務所、県（環境局）及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、<u>平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(1) 市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害廃棄物対策指針（<u>平成30年</u>3月<u>改定</u>：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、<u>円滑かつ迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>(2) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>中部地方環境事務所、県（環境局）及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																		
	第7章 避難行動の促進対策	第7章 避難行動の促進対策																			
64	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識 啓発</td> <td>市</td> <td>(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	機関名	主な措置	(略)			第5節 避難に関する意識 啓発	市	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及	<p>■ 基本方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識 啓発</td> <td>市、<u>名古屋 地方気象台</u></td> <td>(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	機関名	主な措置	(略)			第5節 避難に関する意識 啓発	市、 <u>名古屋 地方気象台</u>	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及	実施機関の追加
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第5節 避難に関する意識 啓発	市	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第5節 避難に関する意識 啓発	市、 <u>名古屋 地方気象台</u>	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及																			
	第1節 気象警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備																			
64	<u>(追加)</u>	<p>(略)</p> <p>3 県、市及びライフライン事業者における措置 <u>市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正																		
	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	第4節 避難誘導等に係る計画の策定																			
66	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略) (1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 (略) イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>(略)</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略) (1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 (略) イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 <u>なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正																		

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
67	市における措置 (略) (2) 避難のための知識の普及 <u>市</u> は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 (略)	市及び名古屋地方気象台における措置 (略) (2) 避難のための知識の普及 <u>市及び名古屋地方気象台</u> は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 (略)	実施機関の追加
	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
69	■ 基本方針 (略) <u>(追加)</u> ○ 県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。	■ 基本方針 (略) <u>○ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u> ○ 県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正
	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備等	
69	市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) <u>(追加)</u> <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略)	市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) <u>イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</u> <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略)	対策の追加

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p><u>（追加）</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、</u>空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p><u>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</u></p> <p>また、<u>必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、</u>緊急時に有効な次の設備について、<u>平常時</u>から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p><u>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</u></p> <p><u>オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘察しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p>	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p>	
71	<p>第2節 要配慮者支援対策 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) 社会福祉施設等における対策 (略) <u>(追加)</u> (略) (4) 外国人等に対する対策 (略) オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや<u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるため</u>の体制整備を推進する。 (略)</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) 社会福祉施設等における対策 (略) <u>カ 非常用電源の確保等</u> <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u> (略) (4) 外国人等に対する対策 (略) オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第10章 広域応援体制の整備</p>	<p>第10章 広域応援体制の整備</p>	
	<p>第2節 広域応援体制の整備</p>	<p>第2節 広域応援体制の整備</p>	
78	<p>1 市における措置 (略) (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>1 市における措置 (略) (2) 応援協定の締結等 ア 相互応援協定の<u>締結</u> (略) <u>イ 技術職員の確保</u> <u>市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年 6 月修正）	修正案（令和 2 年 6 月修正予定）	備考
	<p><u>イ</u> 民間団体等との協定</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>ア 防災活動拠点の確保</p> <p>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 民間団体等との協定の締結等</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、</u>実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>ア 防災活動拠点の確保等</p> <p>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。<u>また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。</u></p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、トラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p><u>イ</u> 受援体制の整備</p> <p><u>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うもの</u></p>	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>ㄥ 南海トラフ地震等発生時の受援計画 (略)</p>	<p><u>とする。</u> <u>また、市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u> ㄥ 南海トラフ地震等発生時の受援計画 (略)</p>	
	<p>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p>	<p>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p>	
80	<p>1 市における措置 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 市の支援物資の受入拠点施設は、山の田公園とする。 (略)</p>	<p>1 市における措置 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 <u>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u> 市の支援物資の受入拠点施設は、山の田公園とする。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	
81	<p>■ 基本方針 (略) ○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	<p>■ 基本方針 (略) ○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。<u>また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																								
	<p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="250 272 1010 523"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識 啓発・広報</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 防災のための意識 啓発・広報	市	(略)	(略)			<p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1140 272 1899 523"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識 啓発・広報</td> <td>市、<u>名古屋 地方気象台</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 防災のための意識 啓発・広報	市、 <u>名古屋 地方気象台</u>	(略)	(略)			<p>実施機関の追加</p>
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 防災のための意識 啓発・広報	市	(略)																									
(略)																											
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 防災のための意識 啓発・広報	市、 <u>名古屋 地方気象台</u>	(略)																									
(略)																											
	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>																									
<p>83</p>	<p>市における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、県の提供する災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。</p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 地震に関する基礎知識</p> <p><u>イ 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p><u>エ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>オ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u></p>	<p>市及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、県の提供する災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。</p> <p><u>名古屋地方気象台は、市民が気象警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、セ～テについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</u></p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア 地震に関する基礎知識</p> <p><u>イ 市内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u></p> <p><u>ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識</u></p> <p><u>エ 警報等や避難勧告等の意味と内容</u></p> <p><u>オ 正確な情報の入手</u></p> <p><u>カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容</u></p>	<p>実施機関の追加 防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等</p>																								

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p><u>カ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識</u></p> <p><u>キ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>ク 正確な情報の入手</u></p> <p><u>ケ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容</u></p> <p><u>コ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識</u></p> <p><u>サ 警報等や避難勧告等の意味と内容</u></p> <p><u>シ 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</u></p> <p><u>ス 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</u></p> <p><u>セ 避難生活に関する知識</u></p> <p><u>ソ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）</u></p> <p><u>タ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</u></p> <p><u>チ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイ</p>	<p><u>キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識</u></p> <p><u>ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動</u></p> <p><u>ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動</u></p> <p><u>コ 避難生活に関する知識</u></p> <p><u>サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）</u></p> <p><u>シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</u></p> <p><u>ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u></p> <p><u>セ 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>ソ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p><u>タ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>チ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>ツ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>テ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイ</p>	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>レ・簡易トイレ、トイレットペーパー等について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>レ・簡易トイレ、トイレットペーパー等について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する<u>とともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</u></p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。</p> <p><u>電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u></p> <p>(略)</p>	
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
86	<p>(略)</p> <p>2 市における措置</p> <p>市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(1) 地震に関する基礎知識</p> <p><u>(2) 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>(3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p><u>(4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(5) 予想される地震及び津波に関する知識</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 市における措置</p> <p>市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(1) 地震に関する基礎知識</p> <p><u>(2) 予想される地震及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(3) 職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>(4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p><u>(5) 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>(6) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p>	<p>表記の整理及び南海トラフ地震に関連する情報等の運用開始に伴う修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(6) <u>職員等が果たすべき役割</u></p> <p>(7) <u>地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p>(8) <u>地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</u></p> <p>(略)</p>	<p>(7) <u>地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</u></p> <p>(8) <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p>(9) <u>南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p>(10) <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</u></p> <p>(略)</p>	
	<p>第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p>	<p>第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p>	
88	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(追加の記載内容は別紙のとおり)</u></p>	対策の追加
	<p>第3編 災害応急対策</p>	<p>第3編 災害応急対策</p>	
	<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>	<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																		
89	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置 (略) (5) 災害対策本部職員の動員 (略) (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="324 427 1070 818"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	参集基準	第1 非常配備	(略)	第2 非常配備	<u>(追加)</u>		(略)	第3 非常配備	(略)	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置 (略) (5) 災害対策本部職員の動員 (略) (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="1214 427 1960 818"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 <u>次</u>非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 <u>次</u>非常配備</td> <td><u>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u> <u>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> <u>○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>第3 <u>次</u>非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	配備基準	第1 <u>次</u> 非常配備	(略)	第2 <u>次</u> 非常配備	<u>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u> <u>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> <u>○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u> (略)	第3 <u>次</u> 非常配備	(略)	<p>表記の整理</p> <p>非常配備体制の見直しに伴う修正</p>
区分	参集基準																				
第1 非常配備	(略)																				
第2 非常配備	<u>(追加)</u>																				
	(略)																				
第3 非常配備	(略)																				
区分	配備基準																				
第1 <u>次</u> 非常配備	(略)																				
第2 <u>次</u> 非常配備	<u>○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u> <u>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> <u>○災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u> (略)																				
第3 <u>次</u> 非常配備	(略)																				
91	<p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>1 県における措置 (1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村の区域について、災害救助法を適用する。 (略) (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 知事は、医療及び助産の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。 <u>(追加)</u></p>	<p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>1 県における措置 (1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（<u>救助実施市を除く。以下この節において同じ。</u>）の区域について、災害救助法を適用する。 (略) (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。 <u>(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u> <u>知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下</u></p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正及び災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正</p>																		

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	(略)	<p><u>で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 地震情報等の伝達	第1節 地震情報等の伝達	
96	<p>(略)</p> <p>6 地震情報等情報の伝達</p> <p>(1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p>	<p>(略)</p> <p>6 地震情報等情報の伝達</p> <p>(1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>地震警報等の伝達系統図</p>	<p>緊急速報メールの配信開始等に伴う修正</p>

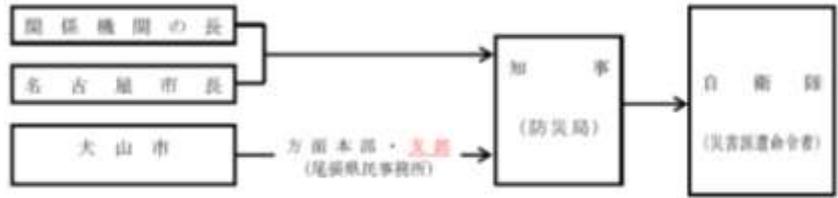
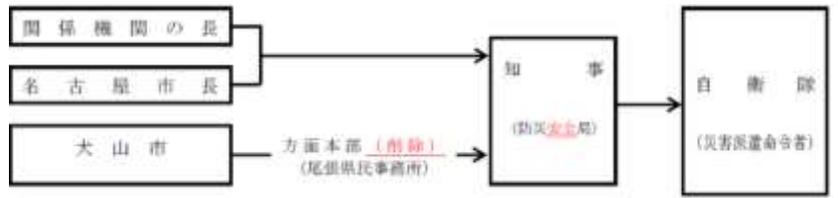
地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><small>注1 一事務で実施されている場合は、緊急業務並に優先度第1号の優先に基づく伝達を確保 注2 一事務の母体は、気象業務法第40条の2に基づき、緊急警報の伝達もしくは周知の確保が義務付けられている伝達経路</small></p>	
第3節 住民等の避難誘導			
98	<p>1 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
第3章 災害情報の収集・伝達・広報			

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第3節 広報	第3節 広報	
107	<p>(略)</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(略)</p> <p>(3) 多様な情報伝達手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWeb サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(略)</p> <p>(3) 多様な情報伝達手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やWeb サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。<u>特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣	
111	<p>1 自衛隊における措置 <u>(追加)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>1 自衛隊における措置</p> <p><u>(1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
112	4 災害派遣要請等手続系統	4 災害派遣要請等手続系統	<p>愛知県災害対策実施要綱の改正に伴う修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	 <p>(注) 市町村（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。 (略)</p>	 <p>(注) 市町村（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。 (略)</p>	
	<p>第4節 ボランティアの受入</p>	<p>第4節 ボランティアの受入</p>	
114	<p>(略)</p> <p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 協力団体やボランティア関係団体と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。</p> <p>エ ボランティア関係団体と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。</p> <p>オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。</p> <p>(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 コーディネーターの役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。</p> <p>エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。</p> <p>オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。</p> <p>(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p>	表記の整理
	<p>第5節 防災活動拠点の確保</p>	<p>第5節 防災活動拠点の確保</p>	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
114	<p>(略)</p> <p>2 防災活動拠点の確保</p> <p>県及び市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。</p>	<p>(略)</p> <p>2 防災活動拠点の確保等</p> <p>県及び市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。</p> <p><u>物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
第5章 救出・救助対策		第5章 救出・救助対策	
117	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市長（災害救助法が適用された場合は、<u>知事及び救助実施市の長並びに</u>知事の事務の一部を行うこととされた市長）は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については</p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	(略)	医療機関に搬送する。 (略)	
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	
118	<p>(略)</p> <p>6 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は市が実施することとなる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>6 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
126	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、災害拠点病院等との協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、<u>周産期リエゾン、透析リエゾン</u>、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、災害拠点病院等との協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>リエゾン委嘱に伴う修正及び表記の整理</p>
126			<p>表記の整理、対策の追加に伴う修正</p>
	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																																																																
126	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○地域災害医療対策会議への参画。 ○DPATの派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拠点病院 会・医師</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定医療機関 DMAT</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画。 ○医療救護活動の実施。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td>1(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 地域災害医療対策会議への参画</td> </tr> <tr> <td>医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院</td> <td>2(1) 地域災害医療対策会議への参画 2(2) 臨機応急な医療活動 2(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）</td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td>3 DMATの活動</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>4(1) 災害医療調整本部への参画 4(2) 医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○地域災害医療対策会議への参画。 ○DPATの派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 				拠点病院 会・医師	<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送。 				指定医療機関 DMAT	<ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動。 				日本赤十字社 愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画。 ○医療救護活動の実施。 				区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	1(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 地域災害医療対策 会議への参画	医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院	2(1) 地域災害医療対策 会議への参画 2(2) 臨機応急な医療活動 2(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）	DMAT指定医療機関	3 DMATの活動	日本赤十字社愛知県支部	4(1) 災害医療調整本部 への参画 4(2) 医療救護活動の実施	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○保健医療調整会議への参画。 ○DPATの派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拠点病院 会・医師</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定医療機関 DMAT</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画。 ○医療救護活動の実施。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1節 医療救護</td> <td>市</td> <td>1(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 保健医療調整会議への参画</td> </tr> <tr> <td>医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院</td> <td>2(1) 保健医療調整会議への参画 2(2) 臨機応急な医療活動 2(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）</td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td>3 DMATの活動</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>4(1) 保健医療調整本部への参画 4(2) 医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○保健医療調整会議への参画。 ○DPATの派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 				拠点病院 会・医師	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送。 				指定医療機関 DMAT	<ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動。 				日本赤十字社 愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画。 ○医療救護活動の実施。 				区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	市	1(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 保健医療調整 会議への参画	医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院	2(1) 保健医療調整 会議への参画 2(2) 臨機応急な医療活動 2(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）	DMAT指定医療機関	3 DMATの活動	日本赤十字社愛知県支部	4(1) 保健医療調整本部 への参画 4(2) 医療救護活動の実施	(略)			<p>表記の整理、対策の追加に伴う修正</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																															
市	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○地域災害医療対策会議への参画。 ○DPATの派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 																																																																																		
拠点病院 会・医師	<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送。 																																																																																		
指定医療機関 DMAT	<ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動。 																																																																																		
日本赤十字社 愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画。 ○医療救護活動の実施。 																																																																																		
区分	機関名	主な措置																																																																																	
第1節 医療救護	市	1(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 地域災害医療対策 会議への参画																																																																																	
	医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院	2(1) 地域災害医療対策 会議への参画 2(2) 臨機応急な医療活動 2(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）																																																																																	
	DMAT指定医療機関	3 DMATの活動																																																																																	
	日本赤十字社愛知県支部	4(1) 災害医療調整本部 への参画 4(2) 医療救護活動の実施																																																																																	
	(略)																																																																																		
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																															
市	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○保健医療調整会議への参画。 ○DPATの派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 																																																																																		
拠点病院 会・医師	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送。 																																																																																		
指定医療機関 DMAT	<ul style="list-style-type: none"> ○DMATの活動。 																																																																																		
日本赤十字社 愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画。 ○医療救護活動の実施。 																																																																																		
区分	機関名	主な措置																																																																																	
第1節 医療救護	市	1(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 保健医療調整 会議への参画																																																																																	
	医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院	2(1) 保健医療調整 会議への参画 2(2) 臨機応急な医療活動 2(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）																																																																																	
	DMAT指定医療機関	3 DMATの活動																																																																																	
	日本赤十字社愛知県支部	4(1) 保健医療調整本部 への参画 4(2) 医療救護活動の実施																																																																																	
	(略)																																																																																		
第1節 医療救護	第1節 医療救護	第1節 医療救護																																																																																	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
127	<p>1 市における措置 (略) (2) 市は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p>	<p>1 市における措置 (略) (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p>	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
127	<p><u>(追加)</u></p>	<p>2 救助実施市における措置 <u>(1) 保健医療調整会議の設置</u> 救助実施市は、<u>自らの市域における医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u> <u>(2) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 救助実施市は、<u>自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等、並びに県保健医療調整本部に対して医療救護班の派遣を要請し、医療救護所を設置し、地域の医療体制確保に努める。</u> <u>(3) 医療機関との情報共有</u> 救助実施市は、<u>保健医療調整会議において、所管区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</u></p>	表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正等
127	<p>2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院における措置 (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。 (略)</p>	<p>3 医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院における措置 (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。 (略)</p>	表記の整理
127	<p>3 DMA T 指定医療機関における措置</p>	<p>4 DMA T 指定医療機関における措置</p>	表記の整理

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
127	<p>(略)</p> <p>4 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>(1) 日本赤十字社愛知県支部は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</p> <p>(2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</p> <p>5 その他の医療救護関係機関における措置</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>(1) 日本赤十字社愛知県支部は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。</p> <p>(2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県及び救助実施市からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。</p> <p>6 その他の医療救護関係機関における措置</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
127	<p>6 救急搬送の実施</p> <p>(略)</p>	<p>7 救急搬送の実施</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
127	<p>7 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市町村等は2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に調達の要請をする。</p> <p>(2) 地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</p> <p>圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請する。</p> <p>(3) 災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p>	<p>8 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市町村等は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。</p> <p>(2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</p> <p>圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。</p> <p>(3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p>	<p>表記の整理</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
128	<p>(略)</p> <p>8 血液製剤の確保</p> <p>(略)</p> <p>イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県 災害医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>9 血液製剤の確保</p> <p>(略)</p> <p>イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県 保健医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
128	<p><u>(追加)</u></p>	<p>10 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、直接の事務は市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</u></p> <p><u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p> <p>◆ 資料 6-2「災害救助法施行細則（抜粋）、適用基準」</p>	表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
第2節 防疫・保健衛生		第2節 防疫・保健衛生	
129	<p>7 動物の保護</p> <p>(1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。</p> <p>(略)</p>	<p>7 動物の保護</p> <p>(1) 県 <u>及び保健所設置市</u>は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
130	<p>8 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、<u>他県</u>へ、その他の防疫措置については自衛隊、<u>他県</u>へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請す</p>	<p>8 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、<u>他都道府県</u>へ、その他の防疫措置については自衛隊、<u>他都道府県</u>へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応</p>	表記の整理

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>る。 (略) (9) 県は必要に応じて、中核市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。 (略)</p>	<p>援を要請する。 (略) (9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。 <u>また、県は、DHEATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。</u> (略)</p>	
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	
131	<p>■ 基本方針 ○ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。 (略)</p>	<p>■ 基本方針 ○ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。 (略)</p>	表記の整理
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
135	<p>(略) 1 市における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ア (略) イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。 ウ (略) エ (略) オ (略) <u>(追加)</u></p>	<p>(略) 1 市における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ア (略) イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路(代替路及び補完路を含む。)について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。 ウ (略) エ (略) オ (略) <u>カ 重要物流道路(代替・補完路を含む。)</u>において、道路啓開の実</p>	表記の整理

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
		<u>施が困難な場合、国に代行を要請する。</u>	
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
140	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>(略)</p> <p>サ ペットの取扱</p> <p>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p><u>また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>サ ペットの取扱</p> <p><u>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、</u>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
141	<p>(略)</p> <p>サ ペットの取扱</p> <p>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p>	<p>(略)</p> <p>サ ペットの取扱</p> <p><u>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、</u>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び</p>	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は市が実施することとなる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>避難者へ周知・徹底を図ること。<u>また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>ス 感染症対策</u> <u>市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	
<p>141</p>	<p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 <u>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> ◆ 資料 6-2「災害救助法施行細則（抜粋）、適用基準」</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	(略)	(略)	
	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第1節 給水	第1節 給水	
144	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長</u>への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市が実施することとなる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）長</u>への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
146	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長</u>への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市が実施することとなる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）長</u>への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第3節 生活必需品の供給	第3節 生活必需品の供給	
146	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長</u>への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市が実施することとなる。</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）長</u>への委任を想定しているため、市が</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	(略)	実施することとなる。 <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> (略)	伴う修正
	第13章 遺体の取扱い	第13章 遺体の取扱い	
	第1節 遺体の捜索	第1節 遺体の捜索	
151	(略) 2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、 <u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長</u> への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は市</u> が実施することとなる。 (略)	(略) 2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、 <u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）長</u> への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> (略)	表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
	第2節 遺体の処理	第2節 遺体の処理	
152	(略) 3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、 <u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長</u> への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は市</u> が実施することとなる。 (略)	(略) 3 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、 <u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）長</u> への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> (略)	表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
	第3節 遺体の埋火葬	第3節 遺体の埋火葬	

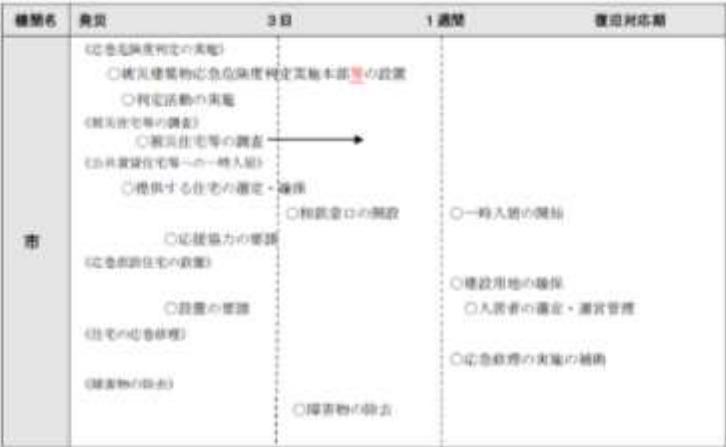
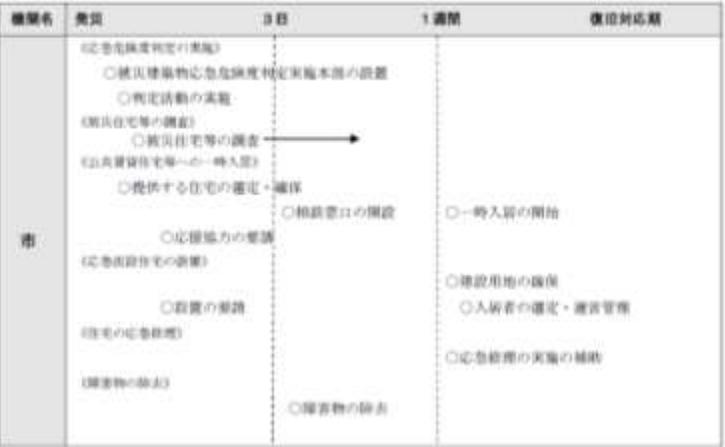
地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
152	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は市が実施することとなる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u> <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
第14章 ライフライン施設等の応急対策		第14章 ライフライン施設等の応急対策	
第1節 電力施設対策		第1節 電力施設対策	
154	<p>中部電力株式会社における措置 (略) (5) 要員、資機材等の確保 (略) イ 資機材の確保 発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。</p> <p>(略) <u>(追加)</u></p>	<p>中部電力株式会社における措置 (略) (5) 要員、資機材等の確保 (略) イ 資機材の確保 発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。<u>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するように努めるものとする。</u></p> <p>(略) <u>(8) 電源車等の配備</u> <u>大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
第2節 ガス施設対策		第2節 ガス施設対策	
155	<p>1 東邦瓦斯株式会社及び犬山瓦斯株式会社における措置 (略) (3) 緊急対応措置の実施 <u>導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を</u></p>	<p>1 東邦瓦斯株式会社及び犬山瓦斯株式会社における措置 (略) (3) 緊急対応措置の実施 <u>ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認さ</u></p>	<p>対策の追加</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p><u>行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。</u></p> <p><u>また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>れたブロックでは、即時にガス供給を停止する。</u></p> <p><u>(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合</u></p> <p><u>(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合</u></p> <p><u>イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。</u></p> <p><u>(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合</u></p> <p><u>(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合</u></p> <p>(略)</p>	
	<p>第5節 通信施設の応急措置</p>	<p>第5節 通信施設の応急措置</p>	
158	<p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<u>(追加)</u>	第7節 ライフライン施設の応急復旧	
160	<u>(追加)</u>	県、市及びライフライン事業者等における措置 <u>(1) 現地作業調整会議の開催</u> <u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</u> <u>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</u> <u>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</u>	防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正等
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
162	(略) ■ 主な機関の応急活動 	(略) ■ 主な機関の応急活動 	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	
163	1 県及び市における措置 (略)	1 県及び市における措置 (略)	表記の整理及び災害救助法に係

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
164	<p>(3) 応急仮設住宅の建設 (略) ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。</p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営 (略) イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>県が行う救助の補助として市に委託され、市がこれを行う。</u> なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。 ウ 管理運営 (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、<u>県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。</u> (略)</p> <p>2 災害救助法の適用等 (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 (略)</p>	<p>(3) 応急仮設住宅の建設 (略) ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて、<u>知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。</u></p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）<u>等</u>を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営 (略) イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。</u> なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。 ウ 管理運営 (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、<u>県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。</u> (略)</p> <p>2 災害救助法の適用等 (1) 災害救助法が適用された場合に県及び救助実施市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 (略)</p>	<p>る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p> <p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
<p>第5節 住宅の応急修理</p>			
165	<p>1 県における措置 (略) (1) 応急修理の実施 ア <u>修理の対象住家</u></p>	<p>1 県における措置 (略) (1) 応急修理の実施 ア <u>応急修理を受ける者の範囲</u></p>	<p>内閣府告示に合わせた修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
165	<p><u>住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>カ 給付対象者の範囲</u></p> <p><u>半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、<u>当該市町村</u>が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p> <p><u>(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市</u>が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>県が実施機関となる当該事務については市町村（災害救助市を除く。）長</u>への委任を想定しているため、<u>市</u>が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
第6節 障害物の除去		第6節 障害物の除去	
166	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長</u>への委任を想定しているため、<u>直接の事務は市</u>が実施することとなる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（災害救助市を除く。）長</u>への委任を想定しているため、<u>市</u>が実施することとなる。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
第16章 学校における対策		第16章 学校における対策	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第4節 教科書・学用品等の給与	第4節 教科書・学用品等の給与	
169	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は市が実施することとなる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（災害救助市を除く。）長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。</u></p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策	
	災害廃棄物処理対策	災害廃棄物処理対策	
175	<p>(略)</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p> <p>ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p> <p>ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><u>エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2.5.29）を踏まえた修正</p>
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援	
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等	
179	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 罹災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 罹災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	(略)	<p><u>定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
第5編	東海地震に関する事前対策	第5編 東海地震に関する事前対策	

地震災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	
	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
193	<p>(略)</p> <p>4 中部電力株式会社における措置</p> <p>中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に地震警戒体制を発令し、地震災害警戒本部を設置して、次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 中部電力株式会社における措置</p> <p>中部電力株式会社は、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>実施機関の追加及び表記の整理</p>

原子力災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																																																																																						
	第1編 総則	第1編 総則																																																																																																							
	第1章 計画の目的・方針	第1章 計画の目的・方針																																																																																																							
	第4節 災害の想定	第4節 災害の想定																																																																																																							
3	<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="235 384 1093 523"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉 施設名</th> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>号機</th> <th>状況</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">美浜発電所</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">福井県三方郡美浜町丹生</td> <td>1号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td rowspan="4">関西電力株式会社</td> <td rowspan="4">福井県大飯郡おおい町大島</td> <td>1号機</td> <td>2018.11.22 廃止措置計画認可申請中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2018.11.22 廃止措置計画認可申請中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中（118.0万Kw）</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中（118.0万Kw）</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大飯発電所</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">福井県大飯郡おおい町大島</td> <td>1号機</td> <td>2018.11.22 廃止措置計画認可申請中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2018.11.22 廃止措置計画認可申請中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中（118.0万Kw）</td> <td>加圧水型</td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉 施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要	(略)						美浜発電所		福井県三方郡美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	3号機	定期検査中	加圧水型	大飯発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型	2号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型	3号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型	4号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型	大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型	2号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型	3号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型	<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1120 384 1977 523"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉 施設名</th> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>号機</th> <th>状況</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">美浜発電所</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">福井県三方郡美浜町丹生</td> <td>1号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td rowspan="4">関西電力株式会社</td> <td rowspan="4">福井県大飯郡おおい町大島</td> <td>1号機</td> <td>2019.12.11 廃止措置計画認可</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2019.12.11 廃止措置計画認可</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中（118.0万Kw）</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中（118.0万Kw）</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大飯発電所</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">福井県大飯郡おおい町大島</td> <td>1号機</td> <td>2018.11.22 廃止措置計画認可申請中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2018.11.22 廃止措置計画認可申請中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中（118.0万Kw）</td> <td>加圧水型</td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉 施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要	(略)						美浜発電所		福井県三方郡美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	3号機	定期検査中	加圧水型	大飯発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	加圧水型	2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	加圧水型	3号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型	4号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型	大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型	2号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型	3号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型	<p>時点更新</p>
原子力発電所 又は原子炉 施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要																																																																																																				
(略)																																																																																																									
美浜発電所		福井県三方郡美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																																																				
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																																																				
			3号機	定期検査中	加圧水型																																																																																																				
大飯発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型																																																																																																				
			2号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型																																																																																																				
			3号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型																																																																																																				
			4号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型																																																																																																				
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型																																																																																																				
			2号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型																																																																																																				
			3号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型																																																																																																				
原子力発電所 又は原子炉 施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要																																																																																																				
(略)																																																																																																									
美浜発電所		福井県三方郡美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																																																				
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																																																				
			3号機	定期検査中	加圧水型																																																																																																				
大飯発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	加圧水型																																																																																																				
			2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	加圧水型																																																																																																				
			3号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型																																																																																																				
			4号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型																																																																																																				
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型																																																																																																				
			2号機	2018.11.22 廃止措置計画認可申請中	加圧水型																																																																																																				
			3号機	運転中（118.0万Kw）	加圧水型																																																																																																				

原子力災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 193 376 292"></td> <td data-bbox="376 193 519 292"></td> <td data-bbox="519 193 645 292"></td> <td data-bbox="645 193 770 292">1号機</td> <td data-bbox="770 193 972 292">2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中</td> <td data-bbox="972 193 1093 292">加圧水型</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="232 292 1093 328">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="232 328 1093 408">(略)</td> </tr> </table>				1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中	加圧水型	(略)						(略)						<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 193 1263 292"></td> <td data-bbox="1263 193 1406 292"></td> <td data-bbox="1406 193 1532 292"></td> <td data-bbox="1532 193 1657 292">1号機</td> <td data-bbox="1657 193 1859 292">2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中</td> <td data-bbox="1859 193 1980 292">加圧水型</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="1120 292 1980 328">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="1120 328 1980 408">(略)</td> </tr> </table>				1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中	加圧水型	(略)						(略)						
			1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中	加圧水型																																		
(略)																																							
(略)																																							
			1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中	加圧水型																																		
(略)																																							
(略)																																							
	<p>第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p>	<p>第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</p>																																					
<p>表 1P</p>	<p>(略)</p> <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、規制法第64条の2第1項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第4項の規定により平成24年11月15日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>(略)</p> <p>⑤<u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15</u></p>	<p>(略)</p> <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、規制法第64条の2第1項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第4項の規定により平成24年11月15日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、<u>又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>②原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、<u>又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑤<u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全て</u></p>	<p>原子力災害対策指針（原子力規制委員会）の改正（R1.7.3）に伴う修正</p>																																				

原子力災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
表 2P	<p><u>分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>⑧<u>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p>（略）</p> <p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生<u>すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位</p>	<p><u>の非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>⑧<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p>（略）</p> <p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、<u>非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</u></p> <p>（略）</p> <p>④全ての<u>非常用</u>交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分<u>間</u>以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分<u>間</u>以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、<u>又は</u>当該貯蔵槽の水</p>	

原子力災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
表 P3	<p>を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ <u>原子炉制御室の環境が悪化し</u>、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>（略）</p> <p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入により</u>原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>（略）</p> <p>⑥全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>⑩ <u>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（略）</p>	<p>を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>（略）</p> <p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作により</u>原子炉を停止することができないこと、<u>又は</u>停止したことを確認することができないこと。</p> <p>（略）</p> <p>⑥全ての<u>非常用</u>交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分<u>間</u>以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>⑩ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、<u>又は</u><u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（略）</p>	
表 P4	<p>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）警戒事態を判断するEAL</p>	<p>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）警戒事態を判断するEAL</p>	

原子力災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>（略）</p> <p>④<u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>⑦<u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>（略）</p>	<p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、<u>又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、<u>又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>④<u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>⑦<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>（略）</p>	
表 P5	<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>（略）</p> <p>③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を</p>	<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>（略）</p> <p>③全ての<u>非常用</u>交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分<u>間</u>以上継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分<u>間</u>以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、<u>又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位</u></p>	

原子力災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
表 P6	<p>測定できないこと。</p> <p>⑦原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>（略）</p> <p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入</u>により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>（略）</p> <p>⑤全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>⑩原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（略）</p>	<p>を測定できないこと。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>（略）</p> <p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作</u>により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>（略）</p> <p>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>⑩原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（略）</p>	
表 P7	<p>3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p>	<p>3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p>	

原子力災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
<p>表 P8</p>	<p>①<u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、</u>又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 （略）</p> <p>③<u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 （略）</p> <p>施設敷地緊急事態を判断するEAL （略）</p> <p>③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 （略）</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦<u>原子炉制御室の環境が悪化し</u>、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （略）</p>	<p>①<u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、</u>又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 （略）</p> <p>③<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 （略）</p> <p>施設敷地緊急事態を判断するEAL （略）</p> <p>③全ての<u>非常用</u>交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分<u>間</u>以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分<u>間</u>以上）継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分<u>間</u>以上継続すること。 （略）</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、<u>又は</u>当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （略）</p>	

原子力災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
表 P9	<p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>（略）</p> <p>④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑤全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>⑨原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（略）</p>	<p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>（略）</p> <p>④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>⑤全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>⑨原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（略）</p>	
表 P11	<p>5. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（4. 及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>①全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15</p>	<p>5. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（4. 及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）</p> <p>警戒事態を判断するEAL</p> <p>①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全て</p>	

原子力災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
表 P12	<p><u>分以上継続すること</u>、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>③<u>原子炉制御室その他の箇所からの</u>原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>（略）</p> <p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>②非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④<u>原子炉制御室の環境が悪化し</u>、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>（略）</p>	<p><u>の非常用交流母線からの電気の供給が停止すること</u>、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>③<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの</u>原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>（略）</p> <p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p> <p>①全ての<u>非常用</u>交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分<u>間</u>以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分<u>間</u>以上）継続すること。</p> <p>②非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分<u>間</u>以上継続すること。</p> <p>③使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、<u>又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において</u>、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>（略）</p>	

原子力災害対策編

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
表 P13	<p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>④原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（略）</p>	<p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>①全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>（略）</p> <p>④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>（略）</p>	